

住居表示を実施すべき市街地の区域および当該区域の  
住居表示の方法について

当市における住居表示を実施すべき区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の規定に基づく市街化区域の範囲とし、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

昭和47年5月11日提出

同 月 1 5 日 原 案 可 決

鈴 鹿 市 長 杉 本 龍 造

提案理由

住居の表示については、従来から町名番地により表示を行なってきたが、昨今の市街化整備の進行に伴いその表示が混乱し、支障を生じる例が多くなったため、住居表示に関する法律に基づき住居表示を実施することとし、その実施区域と住居表示の方法について定める必要があるから、同法第3条第1項の規定によりこの議案を提出する。